

# 役員及び評議員の報酬等に関する規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人群星福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第3条 役員及び評議員の報酬は年間300,000円以内とする。

- 2 理事が理事会に出席した時、報酬（実費弁償費含む）を支払うことができる。  
理事会出席報酬6,000円
- 3 監事が理事会に出席した時、報酬（実費弁償費含む）を支払う事ができる。  
理事会出席報酬6,000円
- 4 理事・監事が評議員会に出席した場合報酬（実費弁償費含む）を支払う事ができる。  
評議員会出席報酬5,000円

(理事の報酬)

- 第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあった場合は、報酬を支払うことができる。  
報酬5,000円、
- 2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、報酬を支払うことができる。  
報酬5,000円、

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、報酬（実費弁償費を含む）を支払うことができる。  
報酬8,000円、

(評議員の報酬)

第6条 評議員が評議員会に出席する時は報酬（実費弁償費含む）を支払うことができる。  
報酬5,000円

(評議員の選任・解任委員会)

第7条 評議員選任・解任委員が評議員・解任委員会に出席する時は、報酬（実費弁償費を含む）を支払う事ができる。

報酬3,000円、

(出張旅費)

第8条 役員が、法人業務のために出張する場合は、日当及び旅費等を支給することができる

日当3,000円、宿泊料（甲地方15,000円、乙地方13,500円）

2 旅費は、実費を支給する。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第9条 施設の職員を兼務する理事・評議員選任・解任委員会の職員は、この規程を適用しない。

(改正)

第10条 本規定を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経て、評議員会で承認を得なければならない。

付則

- ・この規程は、平成29年4月1日より適用する。
- ・この規定は、平成30年4月1日より適用する。

## 役員・評議員等報酬

### I 理事会出席

①理事・・・・・・6,000円

②監事・・・・・・6,000円

### II 監事・監査出席

①監事・・・・・・8,000円

②理事・・・・・・6,000円

### III 評議員会出席

①評議員・・・・・・5,000円

②理事・・・・・・5,000円

### IV 評議員選任・解任委員会

①評議員・解任員・・・・・・3,000円

### V 役員が出帳した場合、

日当3,000円、宿泊料（15,000円まで）、

旅費（実費）